

合法性が証明された木材に関する
「住宅事業者セミナー」

Goho-Wood

海外における合法木材供給
の現状と課題

2014年（H26）2月18日
東京ウィメンズプラザ

日本木材輸入協会
専務理事 岡田 清隆

日本木材輸入協会（JLIA）の取り組み

1950年（昭和25年）設立、今年64年目。

輸入木材・建材（丸太，製材，集成材，合板，木質ボードなど）を取り扱う商社，問屋，メーカーなど、現在 55会員。

**日本の木材・木材製品の輸入に占める会員シェア：約60%
（丸太 60%，製材 49%，集成材 70%，合板 73%，ボード 52%）**

**2006年、合法性等の証明に係る「事業者認定制度」を制定。
2009年と2012年に認定更新済み。（認定対象：会員のみ）**

認定・更新に際し、各事業者を個別に訪問し、分別／書類管理責任者（及び担当者・代表者）を対象に**面接調査**を行う。

① **認定・更新のための調査・モニタリング**（合法木材取扱実績、
取組み状況の確認）、② **合法木材供給事業者研修**を同時に行う。

輸入協(JLIA)会員の合法木材取扱実績

社団法人全国木材組合連合会
常務理事 藤原 敬 様

作成日：平成25年(2013年)6月13日

JLIA→全木連

2012年4月～2013年3月

認定団体名： 日本木材輸入協会
認定団体識別記号： 輸入協 -
担当者名： 専務理事 入備 泰啓
TEL/FAX： 03-5690-1131 / 1133
Eメールアドレス： aau35180@par.odn.ne.jp

2013年4月～8月

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

期間(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

業 種	木材・木材製品の取扱量 (総数)		うち合法性等の証明されたもの		認定事業者数 (但し、取扱実績のあるもの)	
	(輸入) 入荷量 m3	(販売) 出荷量 m3	(輸入) 入荷量 m3	(販売) 出荷量 m3	主	副
素材生産						
素材流通	輸入丸太 2,450,749	59.9%	1,468,246	680,346	5	(10)
木材加工						
チップ						
製材						
合板						
集成材						
木質ボード類						
その他						
木材流通	輸入製材 3,041,431	41.4%	1,260,513	354,084	15	(13)
	輸入合板 2,631,656	87.2%	2,293,755	311,629	12	(8)
	ボード類 571,923	571,923	291,010	13,626	0	(14)
	集成材 681,384	681,384	374,501	264,553	2	(18)
	その他()					
その他	(住宅会社の自家用製材品)					
合計	9,377,143	60.7%	5,688,025	1,624,238	34	(63)

平成24年3月末日現在

団体会員数	55	認定事業者数(会員)	41
認定事業者数	41	認定事業者数(会員外)	0

輸入協(JLIA)会員の合法木材取扱実績

社団法人全国木材組合連合会
常務理事 藤原 敬 様

作成日：平成25年(2013年)6月13日

JLIA→全木連

2012年4月～2013年3月

認定団体名： 日本木材輸入協会
認定団体識別記号： 輸入協 -
担当者名： 専務理事 入備 泰啓
TEL/FAX： 03-5690-1131 / 1133
Eメールアドレス： aau35180@par.odn.ne.jp

2013年4月～8月

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の取扱実績報告

期間(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

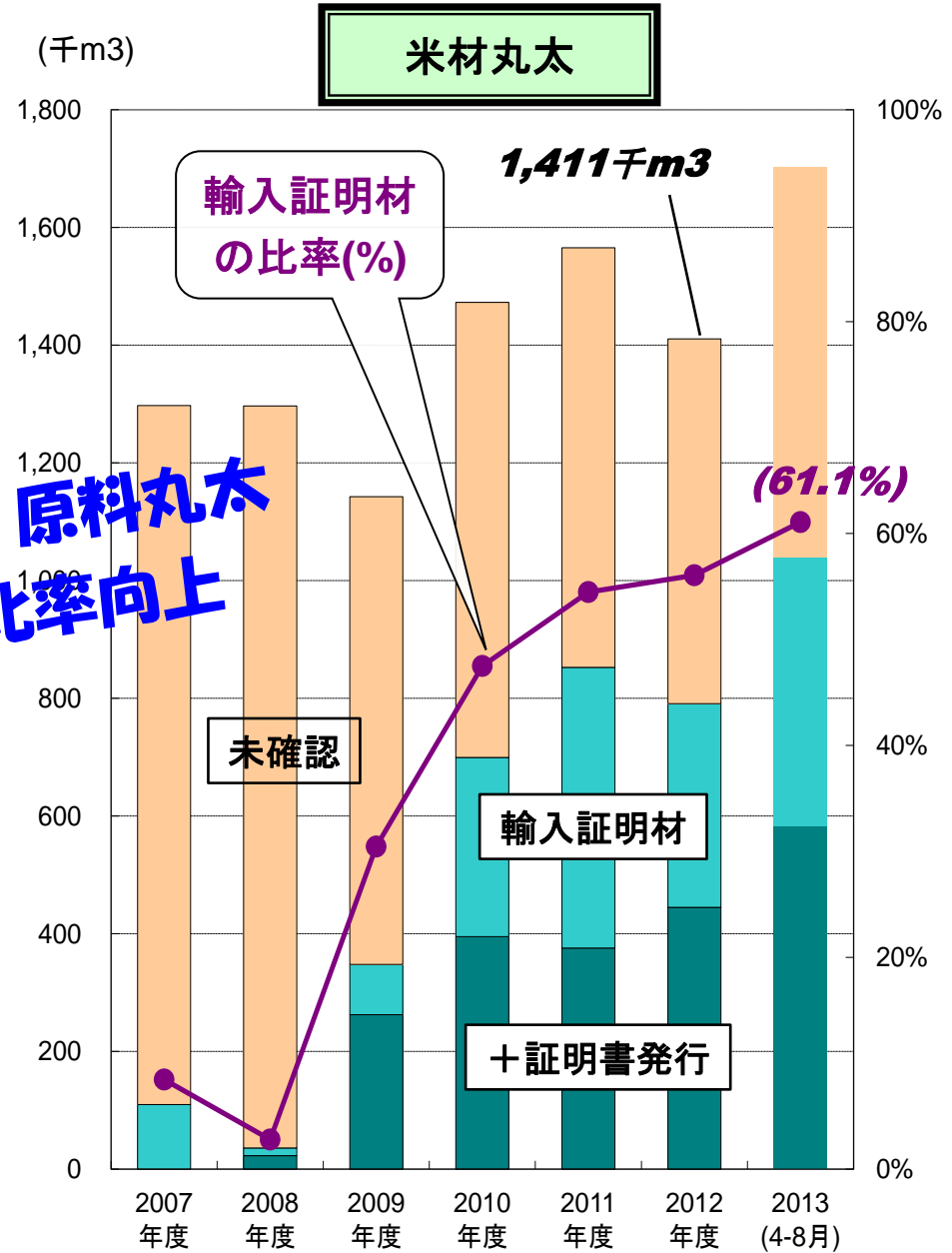
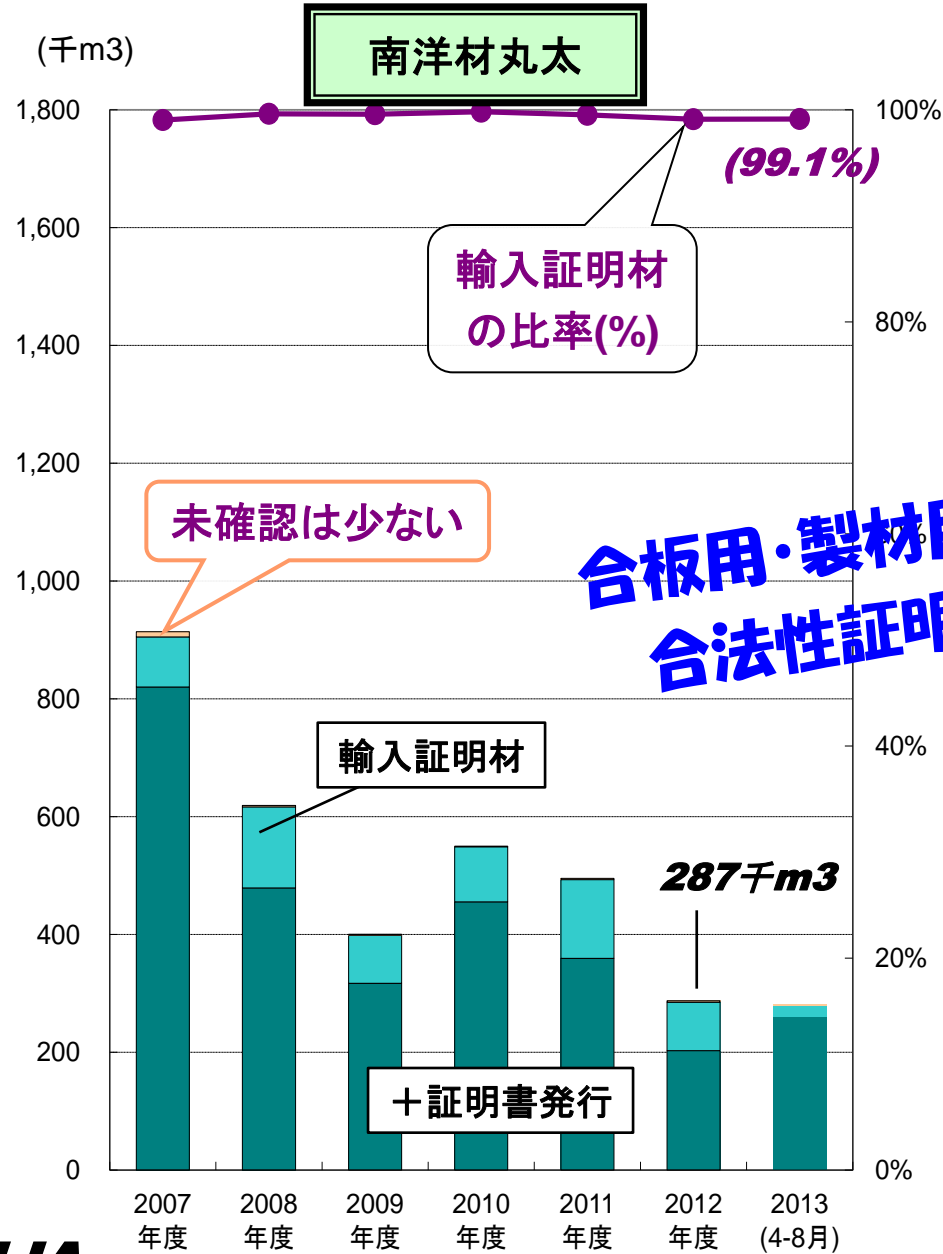
業 種	木材・木材製品の取扱量 (総数)		うち合法性等の証明されたもの		認定事業者数 (但し、取扱実績のあるもの)	
	(輸入) 入荷量 m3	(販売) 出荷量 m3	(輸入) 入荷量 m3	(販売) 出荷量 m3	主	副
素材生産						
素材流通	輸入丸太	2,450,749	2,450,749	680,346	5	(10)
木材加工	チップ					
	製材					
	合板					
	集成材					
	木質ボード類					
	その他					
木材流通	輸入製材	3,041,431	3,041,431	354,084	15	(13)
	輸入合板	2,631,656	2,631,656	311,629	12	(8)
	ボード類	571,923	571,923	13,626	0	(14)
	集成材	681,384	681,384	264,553	2	(18)
	その他()					
その他	(住宅会社の自家用製材品)					
合計		9,377,143	9,377,143	1,624,238	34	(63)

証明書発行 要請ベースの発行が多い

平成24年3月末日現在

団体会員数	55	認定事業者数(会員)	41
認定事業者数	41	認定事業者数(会員外)	0

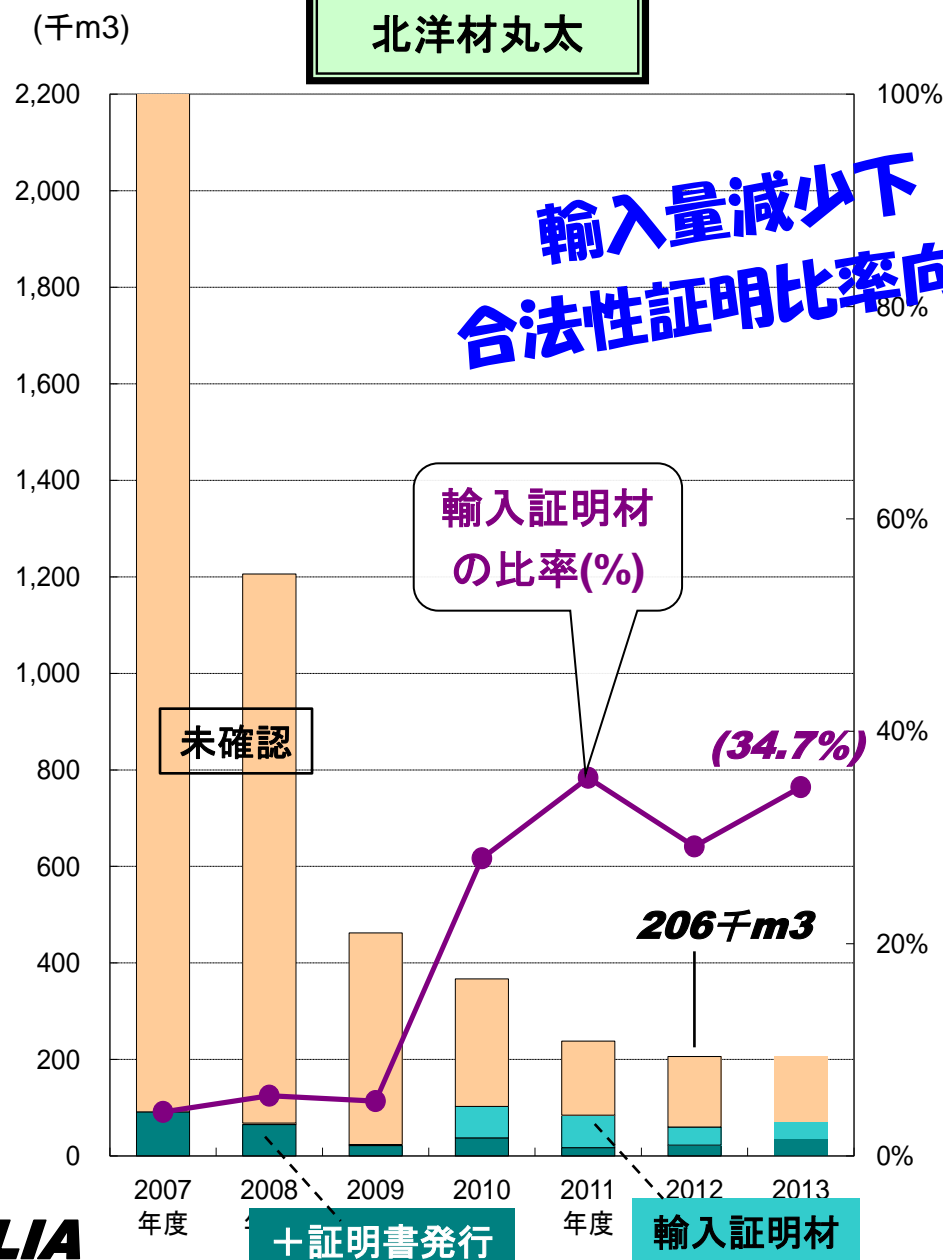
主要輸入材の合法性証明 (JLIA会員 07~13年度) ①



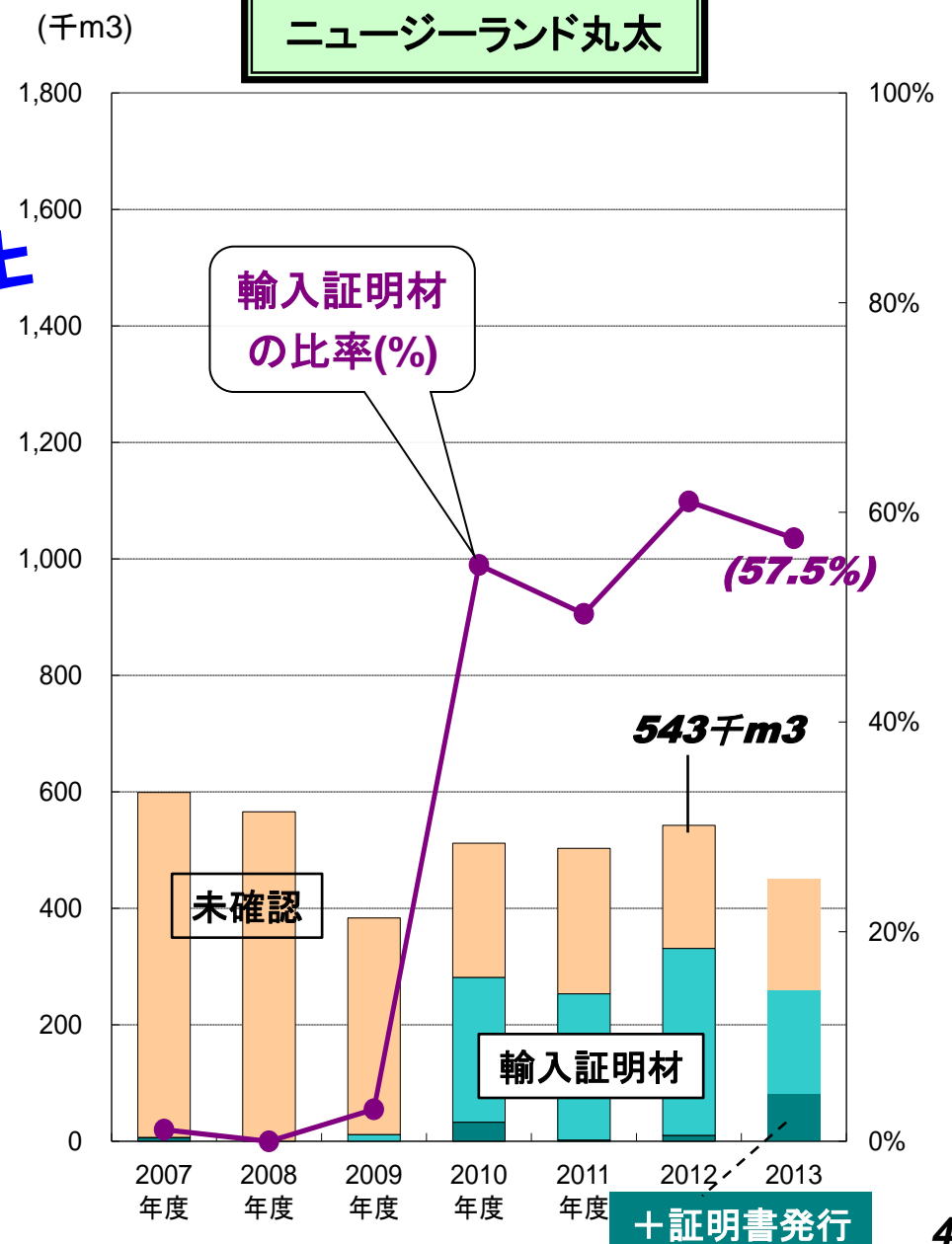
合板用・製材用 原料丸太
合法性証明比率向上

主要輸入材の合法性証明 (JLIA会員 07~13年度) ②

北洋材丸太

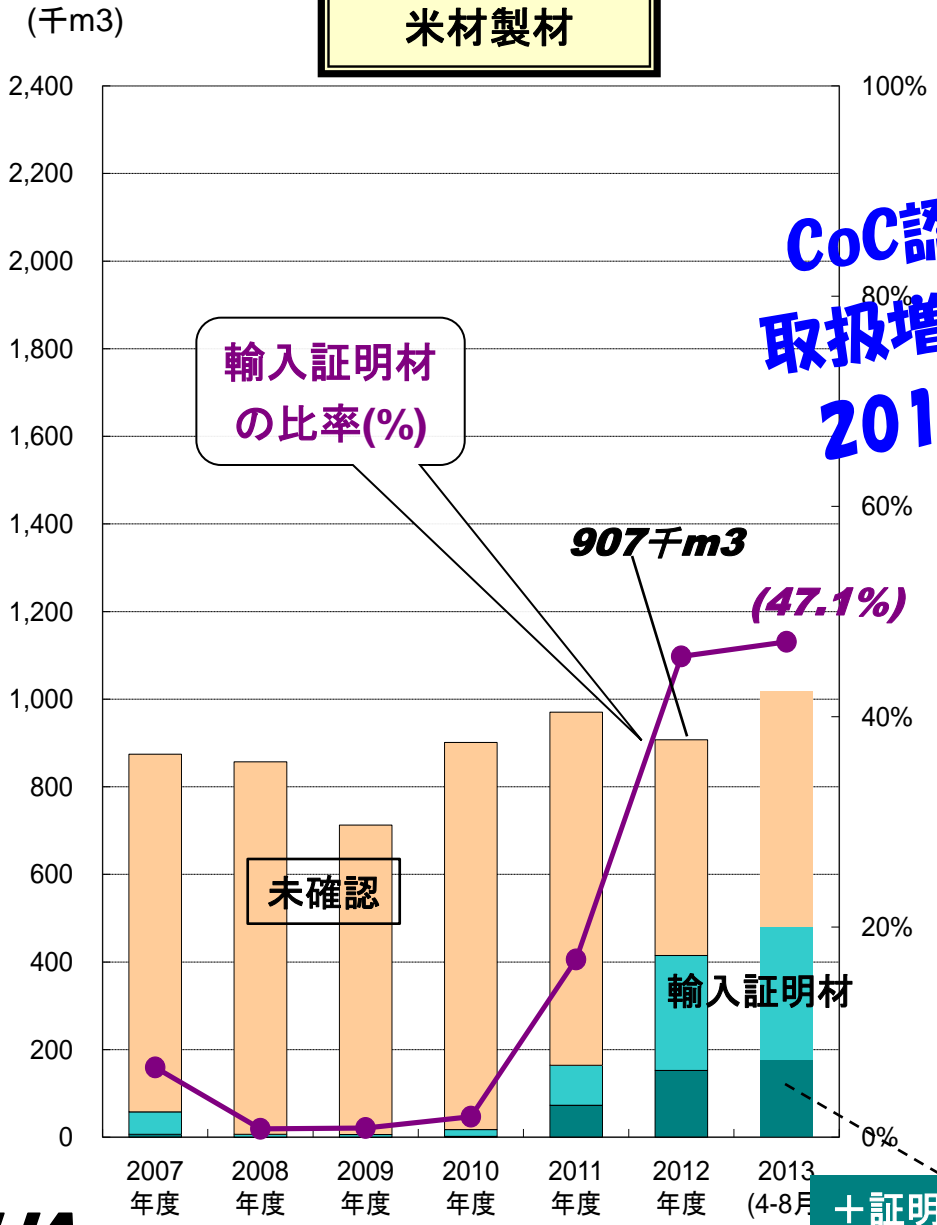


ニュージーランド丸太

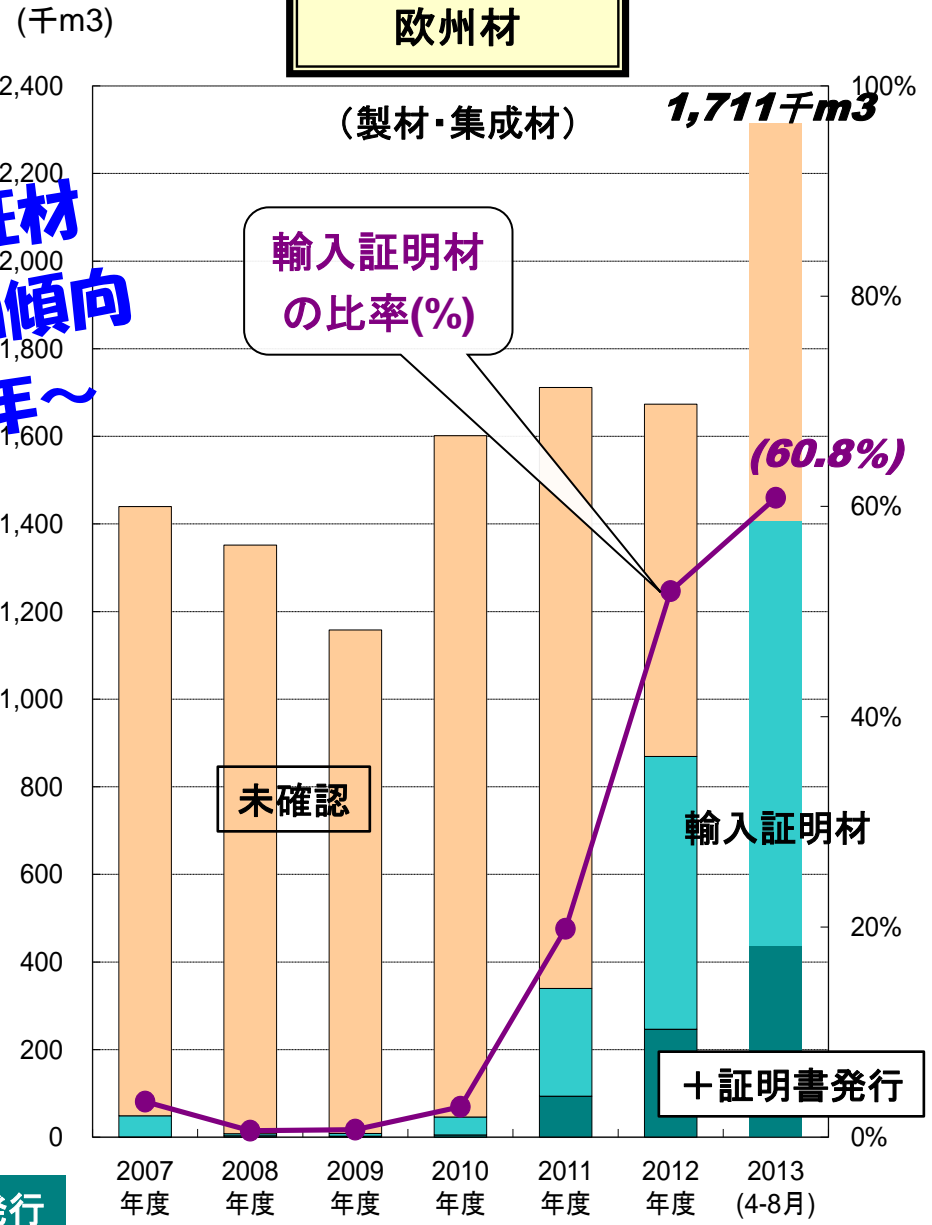


主要輸入材の合法性証明 (JLIA会員 07~13年度) ③

米材製材



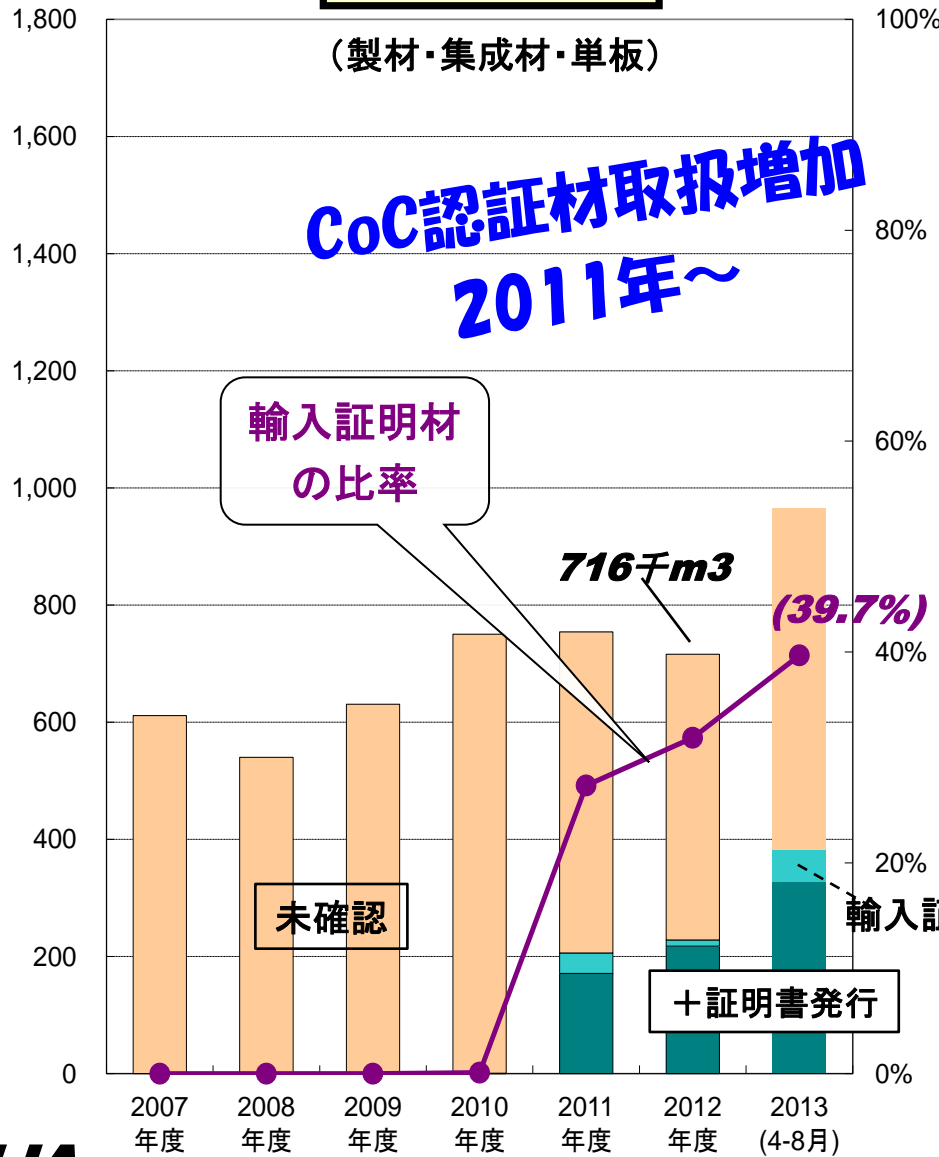
欧州材



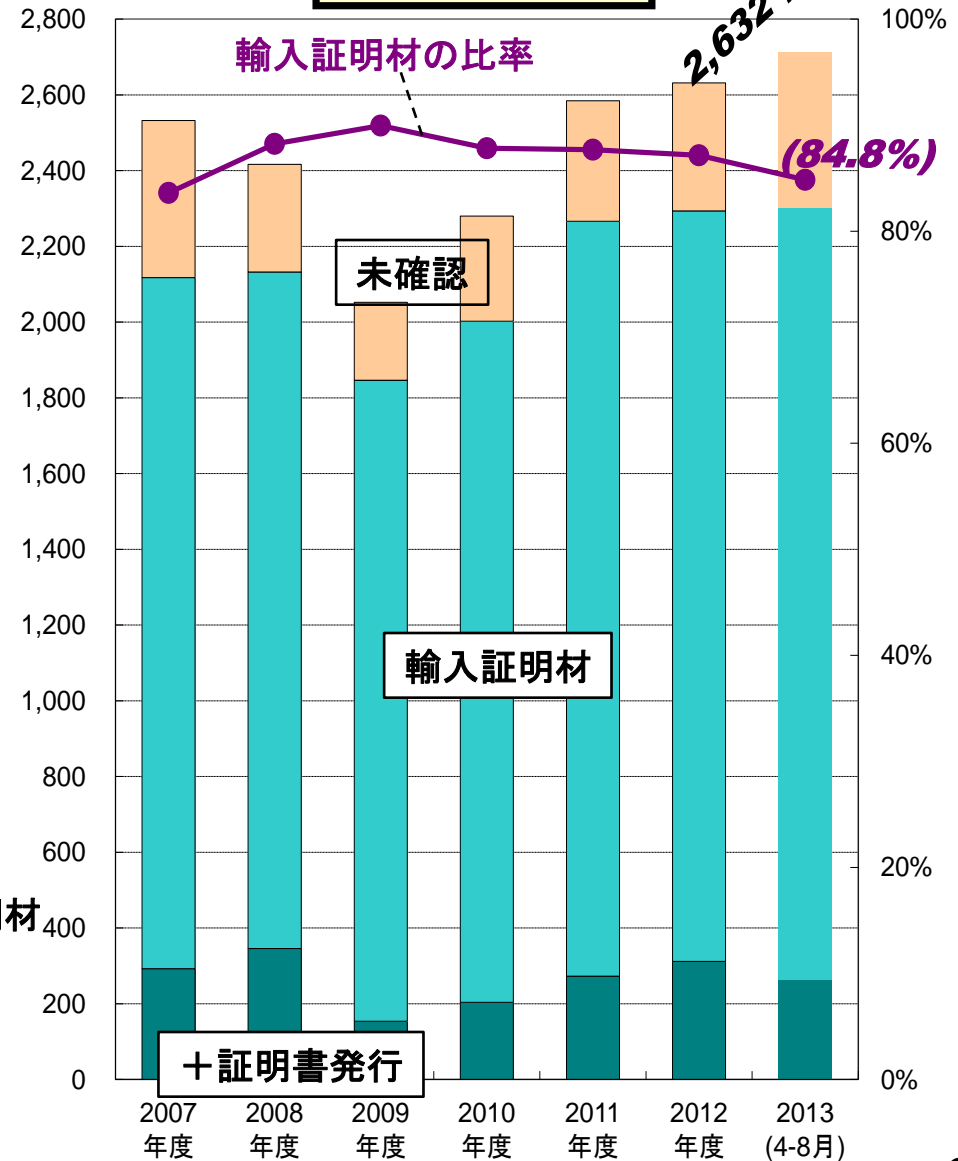
主要輸入材の合法性証明 (JLIA会員 07~13年度) ④

北洋材製品

(製材・集成材・単板)



合板



CoC認証材の普及(海外) ①

カナダ

U.S.A.

日本向けSPF材 PEFC認証材で供給

キヤンフオー

キヤンフオーは、公共建築物以外の木材は同認利用も見込まれる。その証材の供給のため、昨年ごろから「介護施設など大型木造物件が増加することにも、2X4工法による大型木造建築物の建設が増加することにも、北米ならば通常、多くの関連認証機関、また大規模な製材工場をCOC認定工場として、COC認定取得。工場別の証材供給の体制ではなく、同社が一括しての認定



J・シェパード社長

明に時間を要する企業が多い。しかし、同社は全製造工場がPEFCでのCOC認定取得。工場別の証材供給の体制ではなく、同社が一括しての認定

認証一括取得で証明しやすく

カナダ西部内陸の林産大手キヤンフオー（BC州バンクーバー、ジム・シエパード社長）は、日本における認証材需要の増加に対応するため、PEFCのCOC認定が証明された材の供給を開始。取引業者の要望により、証明書の発行も随時行う。また、同社のSPF製品のペーパーラップにはPEFCを印字、書類には認証証明番号が明記される。

ベター以下のグレードを供給しているため、日本特有のJグレードとの競合はなく、今年も、今回のような認証材証明を含め、日本向け（Jグレード）材を安定して供給する体制を強化していく予定である。

今回の認証材供給によって、NLGAの格付規則による等級格付での品質が追求された材の供給とともに、日本市場に環境に優しい認証材の供給を行い、様々な工法での同社SPF材の供給の拡大を目指す。

2011年



ボブ・ルイス社長

米国北西部沿岸の日本向け製材大手、コロンビアビスタ（ワシントン州バンクーバー市、ボブ・ルイス社長）は、8月に国際的な森林認証機関であるPEFCでのCOC認定を取得した。また同社は、引き続きFSCのCOC認定材の提案も併せて行い、同社で生産される製品は100%COC認定材の証明が可能という体制を構築していく。

同社は既に、FSCのCOC認定を取得しており、今回のPEFCのCOC認定材取得は、これに加えての認証材供給になる。日本の流通ではPEFCのCOC

PEFC-COC認定を取得

100%COC認定材の体制確立

コロンビアビスタ

認証を持つていること。ユーザの幅を広げる。また日本で高まる合法木材需要に対応し、日本で親しみのある認証制度の取得で

利用できる体制を構築している。コロンビアビスタは、米国・ワシントン州バンクーバーにある。米国の製材会社として日本向けに20年以

上の長期にわたる米松製品を安定供給している大手製材メーカー。日本向けには米松KD小角の90、105、1

20ミル角をメインアイテムとし、KD割物の45X90、105ミルとKD平方角を加えた幅広い生産品目をそろえている。輸入材において、幅広い品目で認証材を販売できるメーカーは珍しく、今後の用途拡大が期待される。また生産についても、年次に乾燥機の増設を行うなど、日本向け品質に対応した生産を進めている。

PEFCでのCOC認定取得とともに日本に愛着のあるボブ・ルイス社長は、今回の震災

「このたびの東日本大震災で被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。微力ですが、コロンビアビスタと当社従業員より2万5000ドルを義援金として寄付した。これは、私たちのお客様、そして日本の友人を少しでもサポートできればという当社ならば従業員気持だ。皆様の安全と一日も早い復興を心より祈りたい。」

ロシア

P.N.G.

2011年

平成23年10月14日 金曜日 日刊木

FSCのFM・COC

細田勝美社長)が9月12日にFSCのFM・COC認証を取得した。OBTは、森林管理

住友林業(東京都、市川晃社長)のグループ会社で、パプアニューギニア(PNG)で植林と植林木の輸出販売を行っている。PNGでの植林木では初の認証となった。

同社は07年に住友林業グループの一員になり、植林エリアの拡大と植栽本数の増加を一層進め、11年8月現在、1万3692畝の植林地での持続可能な

その製品はEU諸国や北米に出荷されている。FSCのFM認証を受けた材の評価が高まっていることから、今回の認証で一層の競争力の強化が期待されている。

1770畝。同社の木材の主な販売先はベトナムで、主に製材、家具用材として使用されている。

全木材加工事業でCOC認証取得へ

チェルネイレス



チェルネイレスグループの木材加工工場

FSC対象事業供給数量(年間)

事業	数量	樹種・加工品目	輸出先
原木	250	カラ松、エゾ松、トド松、カバ	中国
製紙用チップ	100	エゾ松、トド松	中国
単板	270	カラ松、エゾ松、トド松、カバ	中国
製材	200	エゾ松、トド松、カラ松	韓国
STSテクノウッド	25	エゾ松製材(管柱、間柱)	中国
PTSハードウッド	10	ナラ、タモ、ミレ、カバの集成材(カットストック含む)	日本

丸太輸出全盛時から木材加工化を進め製材工場を立ち上げたほか、JAS認定の集成材メーカーを設立するなど、素材型(139万畝)を取得して後、10年6月にはアムグー、ロシナ、メリニチエノエの残る47%(121万畝)を取得し、全林区FSC認証取得会社となった。

COC認証を申請するのにはチェルネイレスの単板、製材、製紙用チップの各工場と子会社のSTSテクノウッド(スルニン・A・G社長)、PTSハードウッド(パビツキー・A・E社長)の集成材メーカー2社。住友商事によると今月中に認証監査を終え、2月初めにも認証される見込み。チェルネイレスは住友商事が株式45%を保有し、その伐採許可量は1億9000万立方尺。丸太輸出全盛時から木材加工化を進め製材工場を立ち上げたほか、JAS認定の集成材メーカーを設立するなど、素材型(139万畝)を取得して後、10年6月にはアムグー、ロシナ、メリニチエノエの残る47%(121万畝)を取得し、全林区FSC認証取得会社となった。

日ロ合弁で初 山林経営・加工・貿易が連結

住友商事のロシア合弁会社チェルネイレス(沿海州プラストン、シエルバコフ・V・F社長)は単板、製材工場と2つの集成材メーカーなどすべての木材加工事業でFSC(森林認証)におけるCOC(認証の連鎖)認証を近く取得する予定だ。住友商事はすでにCOC認証を取得しており、山林経営から木材加工、輸入まで認証材で連鎖させるのはロシア合弁事業では初めて。

も配慮している。同社は木材加工路線を展開しているが、日本を始め合法性と環境に配慮した林産物の利用を求める動きは年を追って高まっていることから、すべての商品について認証の連鎖を構築する作業を進めてきた。09年に操業を始めたカラ松単板工場は月間2万立方尺の輸入規模になるが、販売先の1つである合板メーカーの秋田プライウッド(秋田市、井上篤博社長)も、さらに製品販売会社であるアイブライ(同、越後谷博社長)がFSCのCOCを先月取得したことでCOC連鎖の距離が伸びることになる。富島寛住友商事木材資源事業部長は「市場が今後様々な視点から、認証材の利用を資材カイドラインに取り込むことが考えられる

CoC認証材の普及(国内) ①

(1) 平成23年1月27日 木曜

日刊木材新聞 平成23年2月26日 土曜日

日本

2011年

FSC・PEFC認証取得

米加、欧州産地と連動

ザイエンス

保存処理木材製造販売大手であるザイエンス(東京都、田中隆行社長)はこのほど、同社関東工場(群馬県伊勢崎市)と営業本部(東京都)でFSC、PEFCのCOC認証をダブル取得した。同社は防腐・防蟻処理木材等の製造で米加産、欧州産木材を原料としており、当該産地の森林認証及び製材工場等のCOC認証と連携することで、持続可能な製品供給を進めていく。

同社は米ツガ、SPF、欧州産Rウッド(欧州アカ松)、Wウッドなど幅広い樹種を取り扱い対象としており、よの広範な産地をカバーするためFSC、PEFCをダブル取得した。今回の認証取得を皮切りに、他の製造、営業事業所等にもCOC認証を広げていく方針だ。

両認証ともに審査機

関はSGS。有効期間は10年12月31日から15年12月30日まで。対象範囲は認証製材、集成材の仕入れ、保存処理及び販売。

同社では、住宅産業がよの厳格な木材調達基準を打ち出すようになっており、木材産業も持続可能で合法的かつ透明性の高い製品を供給する責任が高まっていると指摘する。

マレーシア、中国から 環境配慮の合板基材輸入を開始 パルウッドマテリアル

FSC、PEFC認証 植林木など多彩

パルウッドマテリアル(東京都、副社長)は、環境配慮型フロア基材の輸入販売を開始する。マレーシア、中国両国からの供給路を確立し、PEFC、FSCの両森林認証商品や植林木採用基材など自社(パル)での活用だけでなく、メーカー各社への働きかけを通じ新たな市場を開拓したい考えだ。

マレーシアからは、PEFC認証合板と早生樹アカシアの合板を調達する。



棚田 社長

PEFC認証メラノティを採用した合板はカラバカンプライウッド(マレーシアサバ州)からの供給で、同社は1月24日にPEFC-COC認証を取得。サンダカンの低インパクト伐採に組み込まれた認証林区から出材された原木と非認証メラノティとの複合を含め11・5mm厚(5プライ)、9mm厚(同)の2品目展開を予定す

る。3月から本格生産を開始、4月中旬に日本への入着を予定。認証合板は全量、同社が買い取る方針で、月間販売量は1000~1500立方メートルを計画している。今後は需要家の要望に応じて70%認証品と100%認証品2種の取扱量の調整を図る。

また、サラワク州タウ地区から出材されるアカシア(伐期7~10年)が原料の合板も販売する。繊維板との複合用途として9mm厚(5プライ)、表裏南洋材単板11・5mm厚(7プライ)の2品目を計画。政府系企業による計画植林地帯から出材される素材をジョーティープライウッド(サラワク州ピンツル)が調達し、生産までを手掛ける。出材量は現状4000立方メートルで、年内には1万5000立方メートルへ拡充される見通しだ。うち15%の林区で、生産は東

20%が合板用に活用され、既に10年7月に国内販売にも着手、まずは450~500立方メートルの販売量から順次引き上げを図る。豊富な資源量を背景とする安定供給と、価格競争に乗り出す方針だ。

中国からはFSC認証基材中国からはFSC認証カラ松、ポプラ合板の販売を計画する。出材は中国東北部の吉林省の林区で、生産は東

北木業有限公司(吉林省)による。東北木業有限公司はFSC-COC認証を取得済みで、3月中旬にはJAS認定(普通、構造用、コンクリート型枠)を取得する予定。ホルムアルデヒドはF☆☆☆☆対応で生産能力5000立方メートル(月間)のうち、2000立方メートル以上の販売量を見込む。

構成は全層カラ松(5プライ)、表裏カラ松、中芯(2、3、4プライ)をポプラなど、厚みも9、12、15など複数を選定しており、要望次第で柔軟に対応する。納期は2カ月程度を見込んでいく。

これら合板の仕向け先としては自社、外販分双方にチャンネルを

CoC認証材の普及(国内) ②

(1) 平成23年6月22日 水曜日 日

PB業界がPEFC認証を取得

製品差別化と将来性を考慮

＝東京ボード工業＝

東京ボード工業(東京都、井上弘之社長)は3日付で、世界的な森林認証制度であるPEFCの認証を取得した。国内のパーティクルボード(PB)工場では初の取得となる。同社は、PEFCリサイクルのロゴ使用許可を申請中で、今夏から認証マーク入りのPB製品を販売していく。

取得した「PBとチップ製造、した環境配慮型商品」PEFCの「本社(PB加工)、埼玉」工場ではISO(9000)認証、玉工場(同)となる。OQ、14000シリ(登録番号)認証機関は日本ガス機(登録番号)器検査協会で、認証取得により製品販売の促進を狙うほか、公的機関の環境配慮製品の推進を促す。同社は、PB製品を取り込むための2種類の「PBはもともと、建」で、適用範囲は新木場、築解体材や廃棄型枠・リサイクルパレット、開梱材など、サイクルの廃木材をリサイクルした。

同社の4月のPB生産量は約6600㎡で、その原材料は99%が廃木材。残りは少量にとどまるものの、間伐材や林地残材となる。認証制度上、間伐材等はリサイクル原材料にはならず、同社の

「浜松市が掲げるFSI」

FSCCI-COC認証を取得
 浜松木材商協同組合(浜松市、中村泰平理事長)に加入する組合員の7社がFSCCI-COCのグループ認証を取得した。今後は同グループ内の企業だけでFSCCI森林認証の家を建築することができる。中村理事長は「浜松市が掲げるFSI」

日本

2011年

平成23年8月5日 金曜日 日

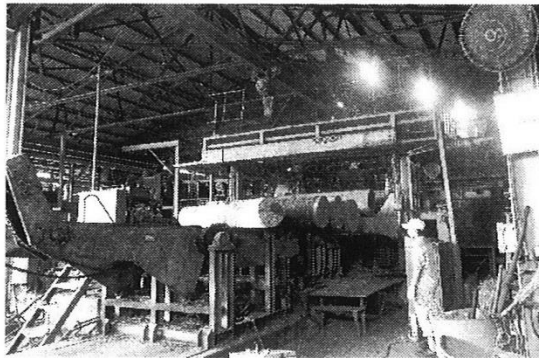
FSCCI-COC認証を取得

南洋材植林合板の製造強化

浅井合板工場

浅井合板工場(愛知県弥富市、浅井勇詞社長)はこのほど、FSCCI-COC認証を取得した。認証書番号はSGSHK1COC1010027。原木消費量の25%に当たる月間約500立方尺が認証材となる予定で、9月以降に認証合板の製造を開始するとしている。

同社は名古屋地区唯一の南洋材合板メーカーで、月間原木消費量は約2000立方尺。今回のCOC認証取得を受け、今後は海外産のFSCCI認証材(植



本社工場(ロータリーレス)

「など需要家の環境志向の高まりに合わせる」とともに、価格や供給

浅井社長は「植林木を希望するユーザーの注文にこたえていきたい」と話し、FSCCIの取扱量もさらに増やしていきたいとした。

輸入商社のCoC認証取得状況

CoC認証取得状況 (JLIA会員)

	2006年 以前	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(2013~現在)
FSC:	4	11	14	19	25	30	31	(現在 31社)
PEFC:	7	10	11	18	23	29	32	(現在 32社)

※ うち 28社は 両方のCoC認証を取得

JLIA会員の輸入数量 約1,000万m³(年間)のうち、

約 98% ----- FSC-CoC認証取得済み会員

約 95% ----- PEFC-CoC認証取得済み会員

①森林認証・CoC認証、②団体認定、
両方で合法性等を証明する体制を作っている。

(1) 合法性等の“証明方法”（出荷）

～林野庁ガイドライン～

林野庁ガイドラインは、“認証材”、“合法材”などの合法性等証明材を出荷（“証明の連鎖”）する方法を例示したもの。（参考1～3）

(2) 合法性等の“証明の確認方法”（入荷）

～輸入材～

個別の船積毎に作成される船積書類（Invoice、Packing List 等）、もしくは合法性等証明書、に下記要件が記載されていること。

- A) FSC, PEFC 等の CoC認証番号とともに、CoC認証材である旨の記載。（認証機関毎に様式を確認）
- B) 海外の 業界団体の認定番号とともに、合法木材である旨の記載。（団体毎に様式を確認）
- C) 当該輸出国・地域に 公的なトレーサビリティ (CoC) システムがあり、輸出許可関連書類が伐採の合法性まで担保している場合、当該書類（輸出許可書等）が合法性証明書。

合法木材信頼性の確保

個別訪問により・・・

事業者研修(1年半ごと)

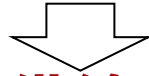
モニタリング(証明書のチェック)

会員との日々のQ&Aで・・・

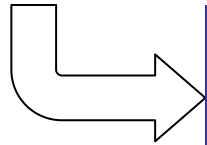
確認と問題解決

輸入材の合法性等証明 “課題と対策”

出荷先には**合法性証明書**の要求があった場合にのみ提出している。
但し、**要求が少ない**。(2009~2010年)

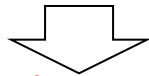


徐々に合法木材の供給が増えてきた。但し、メーカーの原料となる丸太以外は低調で、**まだまだ合法木材の需要拡大の余地**が大きい。

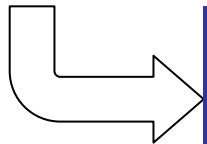


出荷先から要求が無くても自主的・積極的に**合法性証明書**を提出するよう努める。

森林認証・CoC認証を取得済みのシッパーであっても**実際の認証材供給**は少ない。(2009~2010年)



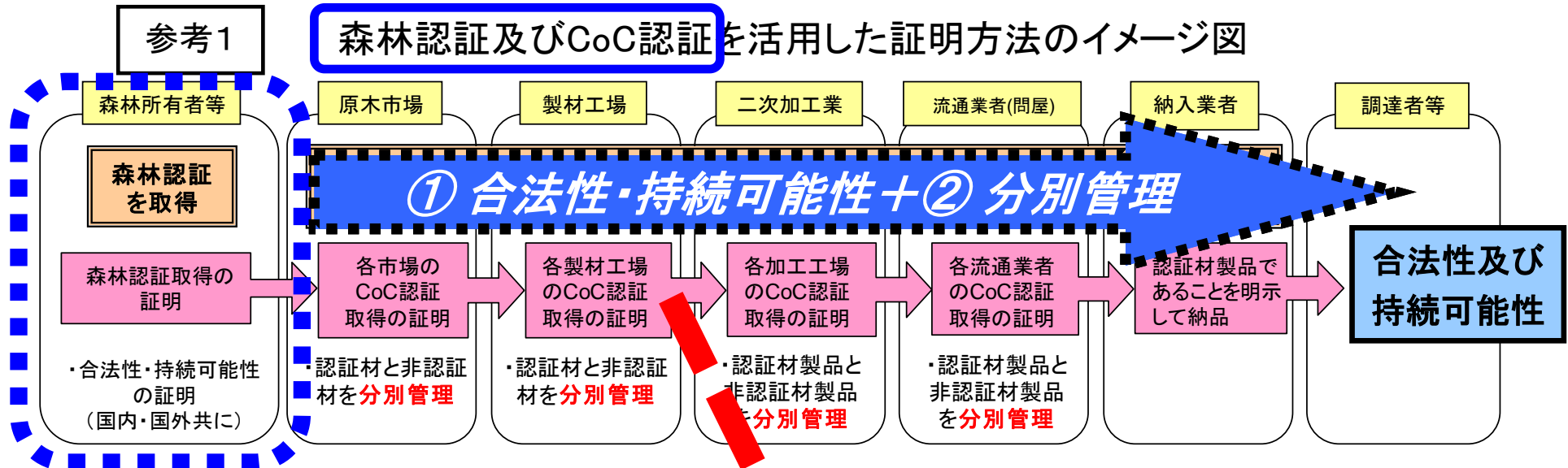
日本の取り組み（合法木材普及活動）に応じて、海外から“**認証材**”供給が増えつつある。



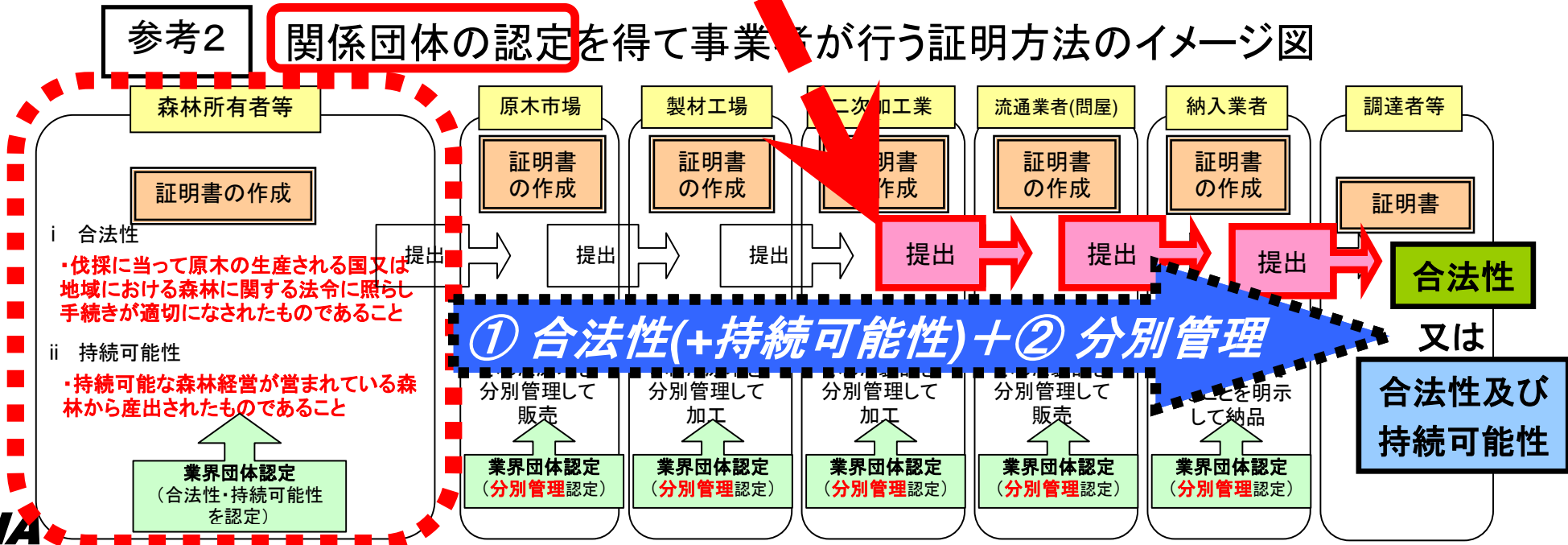
認証材は合法木材であり、合法木材として出荷することも可能。需給両面で**認証材／合法材**の普及を図る。

合法性等の証明のためのガイドライン（JLIA補足）

森林認証及びCoC認証を活用した証明方法のイメージ図



関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図

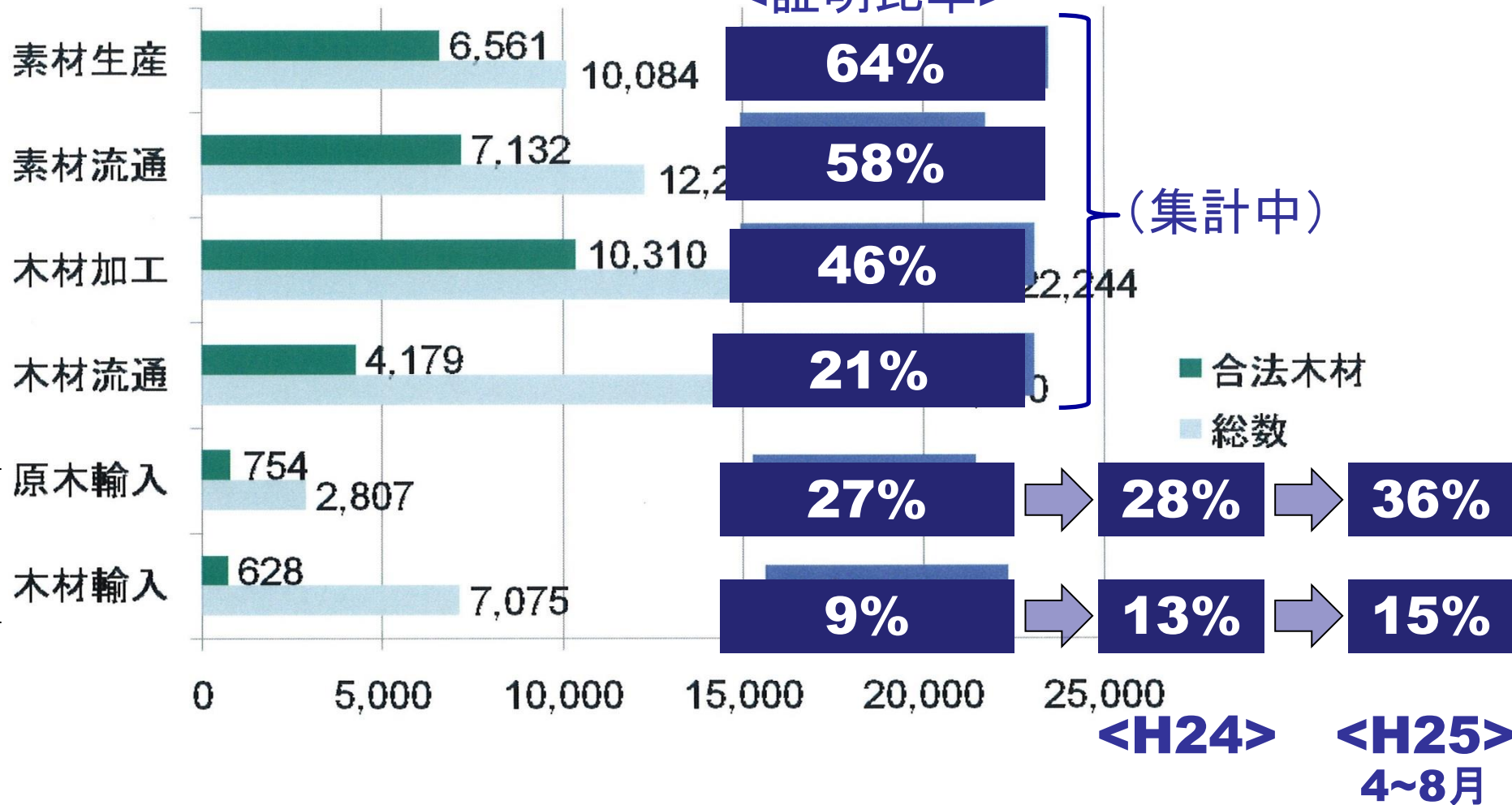


(全木連)

平成23年度 合法木材の取り扱い実績



<証明比率>



(集計中)

■ 合法木材
■ 総数

JLIA

JLIA

<H24>

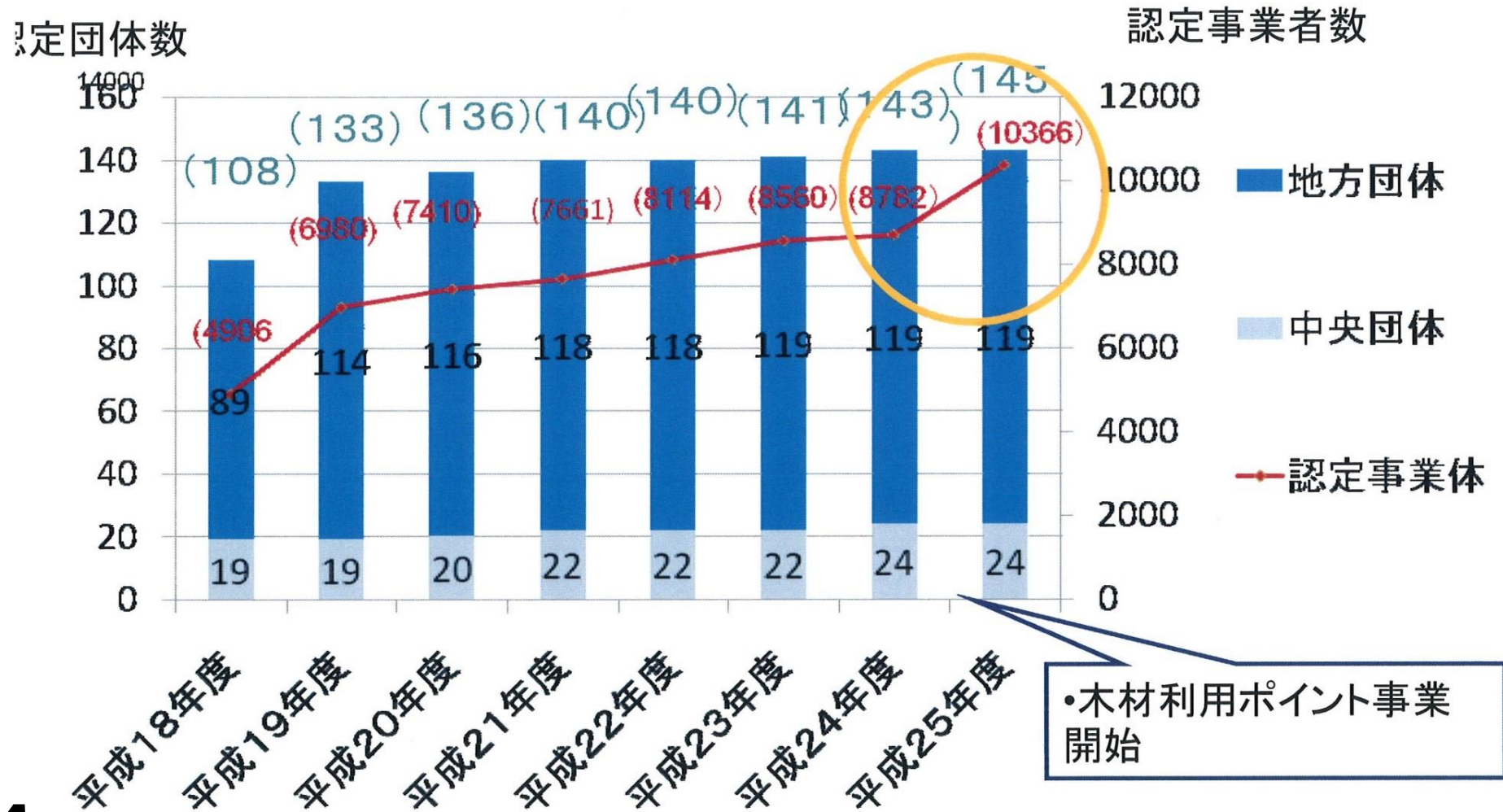
<H25>
4~8月



合法木材供給体制の現状

事業者と認定団体の推移(平成18~25年度)

平成25年3月時点で、認定団体145、認定事業者**8782**、8月末で**10366**



合法性証明木材のサポート体制



- 平成18年度 グリーン購入法
- 平成22年度 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針
 - 地方自治体から民間へ
- 平成22年度 長期優良住宅支援制度
 - 22年 木のいえ整備促進事業
 - 24年 地域型住宅ブランド化事業
- 平成24-25年度 木材利用ポイント事業



合法性が証明された木材現時点

- そのため、合法性を証明された木材は、木材業界だけでなく、需要者である建築業界や「施主」と呼ばれる消費者にも認知が広がるきっかけをつかみつつある。
- また、木材業界の中でも、「グリーン購入法」に関係ある公共建築物などに関係した一部の関係者だけでなく、普通の木材業者が自分のものとして供給事業者の枠が拡大・参入が新たな段階となっている。

合法性が証明された木材 現時点と課題



- 需要者側が広がっていることは、合法木材に取り組んできた供給側からすると、願ってきたことだが、供給側には、新たな課題が提起されている。
- 合法性証明システムの可否によって、消費者が補助金の支給を受けるか受けられないかが決まる。
- ①システムの中身についての説明責任・信頼性の確保、②需要者側との連携、が課題

合法性が証明された木材 現時点と課題



- 合法性証明システムの信頼性
 - 10000社以上の信頼性を一か所で管理するのは不可能なこと
 - 認定団体がカギを握る
 - 合法木材について 組織的な研修とモニタリング
 - 木材利用ポイントで新規に参入した事業者の研修
 - 認定団体が事業者を認定した時の条件が守られているのか組織的な把握-モニタリング

帳票管理の方法

帳票の管理は、あとで合法木材の信頼性に疑義が生じた場合に、その疑義を判定するための保証です。

最低限合法木材の入荷量、出荷量、在庫量が、月々明らかになるようにしてください。また、受領した証明書の原本、発行した証明書の写しを保管してください。

- 帳簿に記帳された合法木材の入荷量と、保管された証明書で証明された量が不自然ではないか？
- 原料の入荷量に対して出荷量が不自然に上回っていないか？
- 帳簿に記帳された合法木材の出荷量と発行した証明書の写しで証明された量が不自然でないか？

の三点をチェックしてください。



今後の取り組み方向(国内対応)

(1) 公的機関によるグリーン購入等の更なる推進

- 国の機関における政府調達徹底
- 地方公共団体によるグリーン調達の更なる推進(県及び市町村への拡大)
 - 〔平成22年10月1日に施行された公共建築物等木材利用促進法に基づく基本方針の下で、地方公共団体や民間の事業者等の主体的な取組を促進〕
- 公共建築物の整備の補助事業等で合法木材の使用等を要件化

(2) 民間企業・一般消費者等への合法木材の普及

- 住宅支援措置等との連携(合法木材等を一定以上使用したもの等を対象)
 - ✓ 長期優良住宅の建設の際の優遇措置(国土交通省)
 - ✓ 木材利用ポイント事業
- 最終消費者に近い供給事業者(住宅、家具、DIY等)への働きかけ
 - ✓ 海外の違法伐採対策と法規制の運用状況の調査
 - ✓ 展示会等への出展、事業者等を対象としたセミナーの開催

地域材を一定以上
活用した新築住宅



木材利用ポイント

(3) 合法性証明の信頼性・透明性向上

- 認定団体による合法証明の実施状況のモニタリング(検査)の実施に向けた検討
 - ✓ 合法木材の信頼性の向上を図る(書面調査、現場検査)

(参考1) 諸外国における取組

	米国(レイシー法)	EU(木材規則)
事業者の 順守義務 (禁止事項)	<ul style="list-style-type: none"> 違法に伐採、取引、所有等された木材・木材製品(違法伐採材)の米国への持込・州間取引等をしないこと 違法伐採材を取り扱わないよう事業者自らが判断するため、それぞれの経験や知識の程度に応じて「然るべき注意」を払うこと <p>【「然るべき注意」に関する法令上の規定はない】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 違法に伐採、製造等された木材・木材製品(違法伐採材)をEU市場へ出荷しないこと 違法伐採材を市場に出荷しないよう「然るべき注意」を払うこと <p><「然るべき注意」の要素> --- Due Diligence</p> <ol style="list-style-type: none"> 伐採国、数量、輸出者、伐採・輸出・契約等に関する文書又は情報を保有し、必要に応じて提示できること 取扱う木材が違法材であるリスクを評価すること 取扱う木材が違法材であるリスクが無視できない場合、リスクの低減措置を講じること
輸入時の 申告	<ul style="list-style-type: none"> 木材の学名、伐採地、数量、輸入者、最終受取人等を明記した申告書を提出。 合法性の証明書の提出は求められず、確認も行われない。 	<ul style="list-style-type: none"> EU木材規則に基づく追加的な申告様式や申告事項はなし 合法性の証明書の提出は求められず、確認も行われない
事業者に対する 監督官 庁の検査	規定なし	<u>検査を行う規定はあるが、頻度等の規定はなし</u>
違反者に対する 罰則	<p>事業者が違法伐採材と知りながら取引した場合のみならず、過失であっても罰則を適用(罰金額、懲役の有無は異なる)。(故意による場合は最高50万ドル以下の罰金または5年以下の懲役)</p> <p>【これまでの主な摘発例は、ギブソン社のケースのみ】</p>	<u>各国が罰則を定める</u>

注) EUは、十分な違法伐採対策を行っている国から輸入される木材は違法性のリスクがないとして「然るべき注意」の対象外とするため、いくつかの生産国と協定交渉を行っている。

----- **FLEGT-VPA (例: INDONESIA)**